

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

平成 28 年 11 月 30 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600621号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600068号

## 第1 結論

昭和52年\*月から昭和55年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年\*月から昭和55年6月まで

私は、両親の強い勧めがあったことから、20歳の誕生日の前日までにはA市B出張所で国民年金の任意加入手続を行い、今まで一切忘れることなく国民年金保険料を納付してきた。現在、3冊目となるオレンジ色の年金手帳のみを持っているが、加入手続後に受け取った1冊目の年金手帳の色は、グリーン系であった。2冊目のオレンジ色の年金手帳は大学を卒業した頃に送付され、2冊目と3冊目の年金手帳に記載された記号番号は同じであったが、1冊目の年金手帳に記載された記号番号は、違う記号番号であったことを記憶しているので、私には、現在の記号番号とは別の記号番号が付番されていたはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿における請求者の記号番号の3番前の記号番号欄に「57.10.25」と記載があることから、昭和57年10月頃に払い出されたと推認でき、請求者は、この頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、20歳の誕生日の前日までには国民年金の加入手続を行い、今まで一切忘れることなく国民年金保険料を納付してきたとする請求者の主張と符合しないほか、加入手続時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、請求者の国民年金の被保険者の資格取得日は、請求者が大学を卒業した翌月の昭和55年4月1日であることから、請求期間のうち昭和52年\*月から昭和55年3月までの期間は国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、国民年金の加入手続後に受け取った年金手帳の色はグリーン系であったとし、その年金手帳には現在所持する年金手帳に記載された記号番号とは別の記号番号が記載されていたと主張しているが、当時、国民年金の加入手続を行った者に交付されていた年金手帳はオレンジ色であるほか、請求者は、請求期間の前から平成9年までA市に居住していたことから、上

記号番号とは別の記号番号が請求者に払い出されていたとは考え難く、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記記号番号とは別の記号番号を確認することはできない上、A市に係る国民年金手帳記号番号払出簿における昭和52年8月12日から昭和55年7月4日までに払い出された記号番号の縦覧調査によっても、請求者の氏名は確認できない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。